

總計 全八千田也

四ア、パート責任者、地方事務局長又は本部常任中より互選  
五、設計略圖（別書、如シ）

理由

我々硝子工は現在如何なる寄附舎に收容されてゐるか、又我々の下宿は如何なるか、これに  
考へ及び時、提案の理由は説明の要もあるまい。昨年（昭和七年）名古屋硝子工組合に於ける  
硝子工組合全国協議会に於て、四ア、パート建設の件が上程され、満場の改修の様を拍子  
を以て可決された事は之を立証して余りあるであらう。

我々は血も出ない我々を中間搾取しつつ、ある下宿業者をホイコトしく、進んでは我  
等労働教育の徹底の爲に現実の要求として一刻も早く組合アパートを建設すべきである。

実行方法

一、建設委員任命の事

建設委員選出方法は新任理事会一任

## 八 規約改正の件

提出 硝子工組合本部

日本労働組合總聯合大阪硝子工組合規約（改正案）

### 第一章 總則

第一條 本組合ハ大阪硝子工組合ト称シ日本労働組合總聯合ニ加盟ス

第二條 本組合ハ本組合ノ綱領決議ノ貫徹ヲ目的トシ大阪地方ニ於ケル硝子産業  
従業者ヲ以テ組織ス

第三條 本組合ノ本部ハ大阪市中ニ置ク  
第二章 機関

第四條 本組合ニ元ノ機関ヲ置ク  
一、大会、二、支部長會議、三、理事会

第五條 大会ハ代議員ヲ以テ組織スル本組合ノ最高決議機関ニシテ毎年一回組合長  
之ヲ召集ス。但シ理事会ニ分、一以上必要ト認めタル時ハ臨時大会ヲ開催  
スルコトヲ得。

第六條 大会代議員ノ任期ハ大会開催中トシ代議員選出方法及び其ノ廢改ハ理事会  
ノ決定ニ依ル。

第七條 支部長會議ハ大会ヨリ次期大会迄ノ最高決議機関トス。  
第八條 理事会ハ組合長、書記長、會計、理事長、副理事長ヲ以テ組織シ、大会ヨ  
リ次期大会ニ至ル迄ノ執行機關トス。

第九條 理事会ハ必要ニ応ジ専門部会及び特別委員会ヲ構成スルコトヲ得。  
第十條 本組合ノ決議方法ハ萬端一致ヲ原則トス。但シ議長不得止スト認めタル場  
合ハ多数決ヲ以テ決議スルコトヲ得。

### 第三章 役員